

## 香美町農業委員会総会(第3回)議事録

- 1 開催日時 令和4年6月24日(金) 9:30~10:25
- 2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室
- 3 出席農業委員(13人)
  - 会長 1番 古川 功兒
  - 会長職務代理者 2番 中村 成一
  - 委員 3番 岡田 久志
  - 4番 西村 功
  - 5番 井村 壽之
  - 6番 文堂 福一
  - 7番 米田 和弘
  - 8番 門垣 日出男
  - 9番 中村 彰男
  - 11番 田中 一馬
  - 12番 吉川 正人
  - 13番 橋本 幸長
  - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(1人)
  - 10番 山本 薫
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)
  - 代表 1番 中川 君雄
  - 2番 高田 勝
  - 3番 青山 政行
  - 5番 小林 隆夫
  - 7番 田野 豊博
  - 副代表 8番 東垣 泰彦
  - 9番 毛戸 良久
  - 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)
  - 4番 原 君枝
  - 6番 田中 晃
- 7 議事日程
  - 第1 会期の決定 6月24日 1日間
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(2)無線基地局の事業計画について
  - 第4 議案第8号 非農地証明願承認について
  - 第5 議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
  - 第6 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 福島 功
  - 事務局次長 榎 秀俊
  - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
  - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。  
  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
  - 議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は6番「文堂福一委員」と7番「米田和弘委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
  
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、6番「文堂福一委員」と7番「米田和弘委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、報告事項2番として、無線基地局の事業計画を7件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしております、県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっており、現地調査は行わなくてもよいことになっています。申請者は法定事業者となっていますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第8号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから20ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第8号 番号1番の非農地証明願について、6月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	申請地は、国道9号を八鹿方面に向かって宿口のバス停を右折して約300mはいった宿の公会堂の前あたりにあります。 現地は、現況写真のように昭和57年から露天駐車場として利用しており雑種地となっています。地目変更登記のための願出です。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第8号 番号2番の非農地証明願について、6月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号を秋岡方面に南行していくと全但バスの茅野バス停があります。そのすぐ茅野大橋を渡り300mぐらいあがると町道石寺新屋線にあたり、それを左折し100mぐらいのところに茅野地区の入り口があります。そこから150mぐらいあがると茅野多目的集会所がありますが、その下にありません。 申請地は、現況写真のように昭和50年頃に建てられた住宅がありました。地目変更登記のための願出です。
議長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第8号 番号3番の非農地証明願について、6月21日に現地調査委員であります「前田精一委員」と「井村壽之委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、JR香住駅から七日市方面に250mぐらい北西にはいったところですが、 現地は、現況写真のように平成9年から露天駐車場として利用されております。現地の北側は、道路を挟んで水田ですが、その他の隣接地は全て宅地です。地目変更登記のための願出です。
議長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

<p>議 長</p> <p>5番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第8号 番号4番の非農地証明願について、6月21日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「井村壽之委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、本庁舎から東へ4kmいきた沖浦地区です。県道香美久美浜線沿いにある歯科医院を左に入り400mほど入ったところにあります。  現地は、現況写真のように昭和53年に新築された住宅の庭になっていました。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「井村壽之委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>8番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第5 議案第9号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。</p> <p>番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①21ページから37ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。</p> <p>事務局の朗読が終わりました。議案第9号 番号1番と番号2番の申請について、6月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、先ほど審議をいただいた非農地証明の番号2番と同じですので経路は省略します。1番の申請地は、全但バス茅野バス停車前にある右側の農道を200mほどあがったところ、突き当り手前2枚目の左側にあります。2番の申請地は、茅野地区入口から町道石寺新屋線を北側に350mほどいった左側にあります。もう一筆は、先ほど非農地証明願のあった宅地のすぐ目の前にあります。  申請地には、現況写真のように水稻が作付けされたり、畑地として良好に管理されていました。  申請内容は、不在地主である譲渡人が所有地整理のために現在耕作されている譲受人に譲渡の要望をしたところ譲受人が応じたもので、所有権移転登記のための申請です。</p> <p>「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。</p>

議 長	次に番号2番の採決をとります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第9号 番号3番と番号4番の申請について、6月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	申請地は、国道9号を八鹿方面にむかって宿口バス停を少しいきたところを左折して100mほどのところにあります。3番の申請地は、今は何も植わっていませんが、今後は果樹を植える予定です。次に4番の申請地は、栗や山椒、野菜などが植わっていました。今後も同様に利用する予定です。申請内容は、経営規模拡大のため譲受人からの要望に譲渡人が応じたもので、所有権移転登記のための申請です。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に番号4番の採決をとります。番号4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第10号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第10号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

---

議事録署名委員

㊞

㊞